

追手門学院大学と放送大学との単位互換に関する規則

2002年12月9日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則第24条に基づき、放送大学との単位互換に関する必要な事項を定める。

(特別聴講学生)

第2条 本学が指定した放送大学の授業科目(以下「指定科目」という。)を履修する本学の学生を特別聴講学生という。また、放送大学の学生が本学の授業科目を履修する場合は、科目等履修生に関する規則を準用する。

(単位認定)

第3条 指定科目を受講し、単位認定試験に合格した科目は、単位として認定する。なお、合否は放送大学の定める成績評価基準による。

(科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる指定科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

(出願及び履修登録)

第5条 特別聴講学生の出願及び履修登録手続等は、別に定める。

(履修期間)

第6条 放送大学における第1学期は、本学では春学期として扱われ、第2学期は秋学期として扱われる。なお、特別聴講学生の履修期間は、1学期間ごとの履修期間とする。

(授業料)

第7条 特別聴講学生の授業料は、本学と放送大学との間における単位互換に関する協定書に定める額とする。

(履修登録単位数の制限)

第8条 本学が、指定した放送大学科目は、履修登録制限単位数の中に含まない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教務主事会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。